

上越市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定め、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月26日提出

上越市教育委員会教育長 早川 義裕

上越市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する規程

(上越市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 上越市教育委員会事務決裁規程(昭和47年上越市教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項、13の項及び16の項中「課長」の次に「(教育機関(市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ及び直江津学びの交流館に限る。))の長を除く。)」を加える。

別表第2地域クラブ活動推進室の項を削り、同表学校教育課の項の次に次のように加える。

地域クラブ活動推進室	中学校における部活動改革並びに地域における子どもたちのスポーツ及び文化芸術活動の環境整備に関する事務を処理すること。
------------	--

(上越市教育委員会文書規程の一部改正)

第2条 上越市教育委員会文書規程(昭和48年上越市教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第29条の表上教地の項を削り、同表上教学の項の次に次のように加える。

上教地	地域クラブ活動推進室
-----	------------

(上越市教育委員会事務局職員の標準的な職を定める規程の一部改正)

第3条 上越市教育委員会事務局職員の標準的な職を定める規程(平成28年上越市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項職の欄中「課長」の次に「、室長」を加え、同表3の項職の欄中「規定する」の次に「副参事」を加え、「、室長」を削り、同表4の項職の欄中「副参事、」を削る。